

第 2 3 7 回
福岡県都市計画審議会議事録

令和 3 年 2 月 1 0 日
福岡リーセントホテル 舞鶴の間

午前10時00分 開会

(西川都市計画課長補佐) 定刻となりました。本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。私は司会進行を務めさせていただきます、福岡県都市計画課課長補佐の西川と申します。

本日17名の委員の皆様が御出席で、当審議会は定足数に達しておりますことを御報告いたします。

続きまして、本日の資料について確認させていただきます。資料は、全部で15点でございます。

まず、本日の第237回福岡県都市計画審議会次第でございます。以下、次第に、配付資料一覧として掲げてございますが、順に申し上げます。

1点目は、第3806号議案及び第3807号議案の「第237回福岡県都市計画審議会議案」と書かれたA4判の横長のものがございます。

2点目は、第3808号議案から第3811号議案までの「第237回福岡県都市計画審議会議案」と書かれたA4判の横長のものがございます。

3点目は、第3812号議案から第3815号議案までの「第237回福岡県都市計画審議会議案」と書かれたA4判の横長のものがございます。

4点目は、第3816号議案の「第237回福岡県都市計画審議会議案」と書かれたA4判の横長のものがございます。

5点目は、付議案件に係る資料としまして、第3806号議案及び第3807号議案の「第237回福岡県都市計画審議会委員用資料」でございます。

6点目は、付議案件に係る資料としまして、第3808号議案から第3811号議案までの「第237回福岡県都市計画審議会委員用資料」でございます。

7点目は、付議案件に係る資料としまして、第3812号議案から第3815号議案までの「第237回福岡県都市計画審議会委員用資料」でございます。

8点目は、付議案件に係る資料としまして、第3816号議案の「第237回福岡県都市計画審議会委員用資料」でございます。

9点目は、付議案件に係る資料としまして、第3806号議案及び第3807号議案の「都市計画案に係る意見書の要旨」でございます。

10点目は、第3806号議案及び第3807号議案の「第237回福岡県都市計画審議会公聴会開催記録書」でございます。

11点目は、第3814号議案の「第237回福岡県都市計画審議会公聴会開催記録書」でございます。

続きまして、当審議会の参考資料としまして、審議会委員名簿、審議会条例、配席図の3点でございます。

以上、次第を含めまして全部で15点でございます。どうぞ御確認ください。配付漏れはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、会議の議長につきまして、福岡県都市計画審議会運営規則第4条第1項の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、折登様をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(折登会長) それでは、定足数に達しているということですので、第237回福岡県都市計画審議会を開催したいと存じます。

委員の皆様のお席につきましては、慣例に従いまして、正面に向かって右側から委員番号順とさせていただきます。御了承願います。番号については、配付資料の審議会名簿に記載のとおりです。

なお、発言される委員の方におかれましては、速記の都合もでございます。挙手をしていただきますと、マイクをお持ちいたしますので、御自分の番号を述べてから発言されるようお願い申し上げます。

本審議会は、平成13年8月開催の第171回から公開しております。傍聴者におかれましては、会場内にも掲示しております福岡県都市計画審議会公開規程第8条を遵守の上、御発言を慎む等、静穏に傍聴していただきますよう御協力をお願い申し上げます。

本日は、審議について報道していただけるとのことで、報道機関の方が取材にお見えになっておりますので、しばらく撮影の時間を取りたいと思いますがいかがでしょうか。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) では、若干、撮影の時間を設けたいと思います。

〔 撮 影 〕

(折登会長) これから先につきましては、カメラ撮影等を一切お断りしております。これが守られない場合、即刻御退室していただきますので、御協力のほどお願い申し上げます。

議事に入ります前に、前回の審議会以降、委員2名に交代がございましたので紹介いたします。

関係行政機関の職員である2号委員として、福岡財務支局長の小原広之様。本日は代理として初岡様がおいででございます。初岡様、一言御挨拶をいただけますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

(小原代理委員) 福岡財務支局から初岡と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

(折登会長) どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、市町村の議会の議長を代表する5号委員として、福岡県市議会議長会の阿部真之助様。本日は欠席の連絡を頂戴しております。

以上の2名の方に御就任いただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

では、審議に入ります。

本日、御審議いただきます議案は、第3806号から第3816号までの11議案となっております。次第に掲載の議案番号3806号、3807号の2件については、今回追加する路線が二つの市町にまたがるため、市町ごとに議案として分かれておりますが、一続きの道路についての変更でありますので、一括して議題といたします。

では、幹事であります県都市計画課長から説明をお願ひいたします。

(松村都市計画課長) 皆さん、おはようございます。都市計画課長をしております松村と申します。本日、コロナ禍の状況でもございますのでマスクをしながらの説明となりますこと、どうか御了承いただければと思います。それでは、説明に入らせていただきますけれども、長くなりますので着座にて御説明をさせていただきます。失礼いたします。

それでは、第3806号議案と第3807号議案の筑後中央広域都市計画道路の変更に関する二つの議案につきまして、お手元の議案、委員用資料、公聴会開催記録書及び意見書の要旨、また前面のスクリーンに表示をいたしますので、そちらのほうも御覧いただければと思います。

今回、二つの議案がございますが、どちらも福岡県が決定する都市計画道路の追加となります。今回追加する路線につきましては、二つの市町をまたぐため、議案が二つに分かれておりますけれども、実際には連続した一続きの路線となっております関連する議案となりますので、あわせて説明をさせていただきます。

まず、今回路線を追加する地域の概況について御説明をいたします。

筑後地方に位置する八女市と広川町は、九州自動車道をはじめ、国道3号が縦断、国道422号が横断し、広域的な道路網が構成されています。また、地域内の道路網として、主要地方道久留米立花線や三潴上陽線が通っており、これらの道路により、当該地域における

道路網の骨格が形成されています。今回路線の追加を行いますのは、国道3号のバイパスに当たります。なお、本バイパスが今後事業化された際には、事業者は国土交通省九州地方整備局となります。

では、今回都市計画決定を予定している路線について御説明いたします。スクリーンの都合上、左手が北の方角になります。

八女市と広川町は、国道3号を中心に、八女市役所周辺と広川町役場周辺との都市拠点間の連携や都市機能の集積を図るなどのまちづくりを進められてきております。しかし、国道3号にあっては都市内交通と通過交通が混在し、八女市街地を中心に慢性的な交通渋滞が発生しております。このため、交通事故の多発、公共交通の利便性の低下、円滑な救急搬送の阻害などの課題が生じているところでございます。また、大雨や事故などにより九州自動車道が通行止めになった際には、代替ルート不足により、国道3号などの主要幹線道路はさらに渋滞が悪化し、都市間連携の阻害の一因となっております。以上のことを総合的に勘案し、国道3号バイパスを今回都市計画決定しようとするものでございます。

なお、国道3号バイパスは、先ほど申し上げましたように二つの市町をまたぐため、都市計画道路として二つの路線に分かれておりますけれども、実際には一続きの路線となります。

まず、八女市側のほうの豊福下辺春線、これが都市計画道路としての名称になりますけれども、そちらのほうについて、まず御説明をさせていただきます。

こちらは、都市計画の総括図を一部説明用に加工したものとなります。委員用資料の1ページに当たります。

都市計画道路名は、豊福下辺春線です。起点は、広川町との境である八女市豊福字蓮輪、終点は国道3号との接続地点である八女市立花町下辺春字三ノ瀬、延長約6,310メートル、代表幅員15メートル、2車線の幹線街路となります。

次に、こちらは都市計画の計画図を一部説明用に加工したものとなります。委員用資料では2ページに当たります。

広川町との境を起点とし、陽だまりの里と八女市北部スポーツ公園の間を通過いたします。その後、見崎中学校のすぐ東側を通過し、国道442号を立体交差、星野川を橋梁で横断いたします。

こちらは、委員用資料の3ページに当たります。矢部川を橋梁で横断後、県道湯辺田瀬高線を平面交差し、辺春川の東側を通過いたします。辺春川を橋梁で横断後、国道3号と

接続し、終点となっております。

続きまして、広川町側の都市計画道路の名称は、日吉水原線となります。こちらについて御説明をいたします。

こちらは、総括図を一部説明用に加工したものとなります。委員用資料では4ページに当たります。

起点は、広川インターへつながる町道との接続地点である広川町大字日吉字道免、終点は、八女市との境である広川町大字水原字上尻切、延長3,660メートル、代表幅員15メートル、2車線の幹線街路になります。

こちらは、計画書を一部説明用に加工したものとなります。委員用資料では5ページに当たります。

主要地方道久留米立花線との交差点を起点とし、南東に進み、寺山池を橋梁で通過いたします。その後、上広川小学校を通過後、主要地方道三潯上陽線を立体交差し、八女市との境が本路線の終点となっております。

続いて、今回都市計画決定を行う幅員について御説明をいたします。

当該路線は、代表幅員15メートル、2車線の都市計画道路でございます。計画交通量は1日当たり6,700台から8,800台を想定しており、これは、道路構造令におきまして第3種2級の道路に区分され、その標準的な必要幅員を採用しております。なお、歩道については、自転車と歩行者が利用できる自歩道を設置いたします。

今回は、上幅となる代表幅員15メートルにて都市計画決定を行いますが、将来的に事業化された際、詳細の測量や設計が実施され、その作業ののり面等を含む下の幅、スライドで下幅と書いているところがございますけれども、その下幅が確定いたしますと、その下幅ベースの少し広い区域で改めて都市計画について変更を行うことを想定しております。

続きまして、手続についてのスケジュールを御説明させていただきます。

令和2年7月3日に、八女市及び広川町から都市計画の原案について、県に対し申出がございました。その後、福岡県都市計画公聴会規則に基づきまして、令和2年8月18日から2週間、都市計画の原案の閲覧を行いました。公聴会の内容については、お手元に公聴会開催記録書を配付しております。

八女市の豊福下辺春線につきましては、閲覧者が42名、公述申出者が58名おられましたので、9月11日に公聴会を開催しております。なお、公述の申出は58名おられましたが、実際に公聴会で公述された方は20名でした。

次に、広川町の日吉水原線につきましては、閲覧者が68名、公述申出者が5名おられましたので、9月10日に公聴会を開催し、5名全員が公述されております。

公述意見の説明につきましては、後ほど御説明いたします、縦覧の際に提出された意見書の内容とおおむね重複しているところがございますので、内容については説明を省略させていただきます、お手元の開催記録書に代えさせていただきたいと考えております。

次に、都市計画法第17条第1項に基づきまして、令和2年12月9日から2週間、都市計画の案の縦覧を行いました。

それでは、都市計画の案に対して提出のありました意見書の要旨の内容について御説明いたしますので、お手元の都市計画案に係る意見書の要旨及び前面のスライドを御覧いただければと思います。

まず、八女市の豊福下辺春線につきましては、縦覧者が32名、意見書が206件ございました。意見書の要旨の1ページから7ページに該当いたします。

なお、文面が同じ意見書が複数ございましたので、そういったものにつきましてはまとめて意見書の要旨において件数で記載をしておりますけれども、似たような文面でもございまして言葉の使い方や筆跡が異なるものにつきましては、分けた形で記載をしております。

豊福下辺春線の意見書の要旨といたしまして、御意見が多かったものとして、まず1点目に、住民の意見を聞く手続が一切なく、現計画のルートは住民の声が聞き入れられていないという御意見を133件、これは同じ文面でいただいております。1ページの1番に該当いたします。

また、この文面に手書きで追記されるような形で、空気が汚れるので反対、人口減少の中、道路ばかり必要はないといった御意見等が追記されているものも一部ございました。

一方で、国道3号の慢性的な渋滞解消につながるの御意見や、地域活性化や定住促進につながる、災害時の代替機能確保のために必要といった、計画の推進や期待についての御意見もいただいているところがございます。こういった御意見については、それぞれ異なる文面ではございますけれども、資料の2ページ中段から5ページにかけて、37件いただいているところがございます。

続きまして、ほかの意見といたしまして、盛土によって地域が分断する、民家のない東側を通るルートにしてほしいという御意見を12件、これも同じ文面でいただいております。1ページの2番に当たります。

また、この文面に手書きで追加される形で、家の近くにバイパス計画があり、日照問題、騒音等に不快感を持っている。人口も車も減っており、久留米立花線の開通で十分といった御意見等が記載されているものも一部ございました。

続きまして、道路建設には反対ではないが、見崎中学校に近接するルートには賛成できないという御意見を11件、同じ文面でいただいております。これは、2ページの3番に該当いたします。

また、この文面に追記される形で、久留米立花線を完成させてから再検討してはどうか、人の生活を壊さないルートを再検討してほしいといった御意見等が記載されているものも一部ございました。

また、これら以外の御意見といたしまして、乗り入れ箇所を増設してほしい、また、平面交差にすることで沿道の発展につながるといった道路の構造に関する御意見や、高架や盛土のバイパスが家の近くを通ることで、騒音、日照、排ガス等を心配している、盛土により、近くにある産廃施設の悪臭がこもるのではないかといった生活環境に関する御意見などもいただいているところでございます。

それでは、今御説明いたしました各意見に対する県の見解について御説明をさせていただきます。各意見の項目ごとに分類をした上で御説明をさせていただきます。

まず、スライドにお示しをしているような、住民の方々への説明に関する御意見をいただいております。

都市計画決定手続に入る前に、事業所となる国のほうで計画段階評価という手続が行われておりまして、その中で三つのルート帯、ルート帯ですのでかなり幅を持ったものになりますけども、そういったルート帯の案について、地元住民にヒアリングやオープンハウス、アンケートを実施するとともに、道の駅やサービスエリア、パーキングエリアにアンケート箱を設置し、意見聴取がこれまで行われているところでございます。

こういった意見聴取の結果を踏まえまして、政策目標といたしまして、交通機能の向上による交通環境の改善、信頼性の高い道路ネットワークの確保、速達性・定時性の向上による産業活動の支援、速達性向上による救急医療活動の支援といった政策目標が設定をされております。これらの政策目標の達成が全て見込まれるほか、道路整備による様々な影響についても比較検討した上で、最適のルート帯が決定をされております。その後、さらに、このルート帯の中で構造基準を満たした上で、集落への影響の度合いや経済性などの検討を行った上で、今回のルートが決定されているものでございます。

このルートにつきましては、住民の方々への周知等のために、令和2年7月に沿線地域ごとに地元説明会を7回実施しております。また、地元行政区から説明会の開催について要望があった地区につきましても、先ほどの7回とは別に4回追加で実施をいたしまして、また、公聴会開催の際にも改めて説明を行うなど、周知、説明に努めてまいったところでございます。また、今後、事業化された際にも、事業者となる国より、市町と十分な調整を行いながら事業説明会等を実施していく予定とも伺っております。

以上より、県といたしましては、住民の方々への周知、説明も適切に行ってまいっているものというふうに考えております。

続きまして、事業の推進や期待に関する意見として、スライドにお示ししているような意見をいただいております。

これにつきましては、現在の国道3号は、都市内交通と通過交通の混在による慢性的な交通渋滞により、交通事故の多発、公共交通の利便性の低下、円滑な救急搬送の阻害等の課題が生じております。さらには、近年、国道3号と並行する九州自動車道は、大雨や事故による通行止めが多発しています。この九州自動車道で通行止めが発生した場合、国道3号に交通が集中し、さらなる渋滞悪化を招いておりますけれども、今回この国道3号のバイパスが整備されれば、代替路が確保されることとなり、交通ネットワークの強化につながるものと考えております。

また、バイパス整備による渋滞解消によりまして、公共交通バスの定時性の向上でありますとか、第三次救急医療施設への搬送時間の短縮、また、お茶などの農業が盛んな八女市の東部地域から広川インターまでの所要時間の短縮などによりまして、産業活動の支援にもつながるものと考えております。

これらのことから、本路線を今回、主要幹線街路として都市計画決定しようとしているものでございます。

続きまして、ルートに関して、スライドにお示ししているような御意見をいただいております。

八女市においては、一部、集落を通過するルートとなっておりますけれども、ルート帯を広範囲に分布する集落につきましては避けることが困難であることから、今回、一部集落を横断するような計画となっているところでございます。本路線が横断することとなる集落の方々に対しては、本計画について御理解をいただけるよう引き続き、事業化された際にも市町と十分な調整を行いながらしっかりと説明を行っていくよう、事業者となる国

に対し県からも伝えてまいります。

続きまして、構造に関して、スライドにお示ししているような御意見をいただいております。

道路構造につきましては、今後事業化された際には事業者において、今回いただいた御意見を踏まえながら、河川氾濫時の浸水リスクや通学路の安全確保といった観点も考慮しつつ自治体と調整を行い、詳細の設計を今後進める中で検討していくと伺っておりますので、これらの意見の内容につきまして、事業者となる国にも県からしっかりと伝えてまいります。

続きまして、計画そのものに関して、スライドにお示ししているような御意見もいただいているところでございます。

当該道路につきましては、昨年7月、都市計画の原案の申出が、八女市広川町から県に対してなされたものでございまして、過疎化が進んでいる地域の活性化や、先ほども申し上げました九州自動車道が通行止めとなった際の国道3号の機能低下などの課題があることから、地域にとっては必要な路線であるというふうに考えております。

なお、主要地方道久留米立花線につきましては、久留米市と八女市をつなぐ県道であり、現在、県により2車線に改良する事業を鋭意進めているところでございますけれども、完成後においても断面交通量の不足が見込まれておりまして、依然として新たなバイパスが必要であるというふうに判断をしております。

続きまして、生活環境に関して、スライドにお示ししているような御意見をいただいております。

事業者となる国におきましては、事業化された際には、自然環境や生活環境の改変や影響が想定される場合には、必要な対策、対応が実施されるものと考えております。なお、現時点で、すぐ近くに路線が計画されることとなる見崎中学校につきましては、騒音が懸念されることから、遮音壁の設置についても実施される方向で検討されているというふうに国のほうからは伺っております。

以上が、八女市の豊福下辺春線の意見書の要旨と県の見解でございます。

続きまして、広川町の日吉水原線でございます。こちらにつきましては、縦覧者が27名、意見書が2件ございました。意見書の要旨の8ページに該当いたします。

日吉水原線の意見書の要旨といたしましては、圃場整備された農地を通っている、少し北側を通ると農地を避けることができる、バイパスにより、ほこり、排ガスなどが巻き上

がり園芸作物が作れない状態になるかもしれないといった御意見がございました。

それでは、これらの御意見に対する県の見解について御説明をさせていただきます。

本ルートは、農地の斜めの横断をなるべく避けるなど、農地への影響についてもできる限り抑えるよう設定されているというふうに国からは伺っておりますけれども、やはり一部農地を通過するようなルートとはなっております。結果として、やむなくルートが通過する農地につきましては、先ほど申し上げましたように、農地を斜めに分断しないよう配慮したルートが選定されているところでございます。

また、その他、乗り入れ箇所の設置等につきましては、今後事業化された際には、事業者となる国において地元との調整を行いたいというふうに伺っております。

以上が、広川町の日吉水原線の意見書の要旨と県の見解でございます。

それでは、手続についてのスケジュールの説明に戻ります。

法定縦覧の後、都市計画法第18条第1項に基づきまして、関係市町である八女市と広川町に意見照会を行っており、意見なしとの回答をいただいております。本日、委員の皆様にご審議をいただき、御承認いただけましたら、法律に基づいて国土交通大臣協議を行い、都市計画変更の決定告示を行いたいと考えております。

説明は以上となります。それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

(折登会長) では、ただいまの説明について、何か御質問、御意見、御異議等ございませんでしょうか。

(松本委員) 19番の松本でございます。

先ほどからスケジュールを聞いておりましたけれども、令和2年の7月から出されて、早期にここまで来たということは、非常にスピーディーだなという印象も持っています。

私も郡部に住んでおりますけれども、首都圏、それからまた福岡市のように公共交通が発達している地域と違って、郡部のほうはやっぱり車がないと生活ができないという現状であります。そこから考えましても、道路建設というのは非常に地域にとっては望まれることであります。そういった意味でスピーディーにここまで来たということはいいことであるなというふうに思っておりますが、2点ほど質問したいというか、ただしておきたいことがございます。

一つは、先ほどの意見の中にもありましたけれども、きちんと説明ができていないという意見がありました。そして、県がどのように関わってこの事業を進めてきたのか。先ほど都市計画課長の方から話がありましたけれども、具体的にどのような関わりを持ってこ

られたかということ、まずお尋ねしておきます。

(折登会長) 今の件について、説明をお願いします。

(松村都市計画課長) それでは、御回答をさせていただきます。

今の道路の必要性については、まさに委員のおっしゃるとおり、特に大都市以外では車というのが非常に重要な交通機関になりますので、こういった事業を進めていくということは重要なことであろうと考えております。

また、今回、先ほど御説明をさせていただきましたように、説明不足であるといった御意見もたくさんいただいているところがございます。これに関しましては、説明会につきまして、沿線ごとの説明会、また地元からの要望を受けた説明会等々をこれまで実施しているところございまして、今後につきましても、事業化された際には事業者からもしっかりと説明されるよう国へもしっかりと伝えてまいりたいと考えております。

また、本路線についての県との関わりでございます。幾つかございますけれども、都市計画に関しましては、まず7月に八女市及び広川町から都市計画の原案について県が申出を受け、これは法律上そういうことができるというふうになっておりますので、申出を受けております。その後、県内で、この原案について関係課も含めて内容の確認をしております。その後、都市計画決定権者といたしまして将来この道路を管理することとなる国との協議でありますとか、案の事前閲覧、公聴会、また関係機関との事前協議でありますとか計画案の報告、縦覧等々、都市計画法に基づいた手続を進めてきたところでございます。

説明は以上になります。

(折登会長) 今のような回答でしたけれども、19番の松本委員、いかがでしょうか。

(松本委員) 今の話の中では、説明不足と言われている方にこれから説明していきますというお話をされましたけれども、今都市計画審議会で決定したら、これはもう決定になるわけですね。今の課長のお答えの中では、まだ生煮えだということをおっしゃったんだというふうに私は感じています。

それからもう1点ですけども、報道の方から我々委員の中にも何か資料が提供されています。その資料が全て正しいかどうかということは私は確認しておりませんが、随分前からこの広川町で、このルートについてお話があったと。ここの図面にも、5ページにもありますけども、小学校のど真ん中を突っ切っていくようなルートになっている。そしてまた、基盤整備をした農地があって、それも地域から意見があるけれども無視をしている。国と町とで協議はなされたんであろうと。じゃあ県はどんな関与をしていったの

かと、こういう意見も出てきています。

そういった意味で、国交省も町に対して幾つかのルートの説明をされたんだと思いますがけれども、なぜこのルートに決定したのかということがいささかこの資料を見ても疑問に感じているところでもあります。そういったことのきちっと精査もして、しっかり県としても、県知事がこのことを承知してこのルートが選ばれたということなのか、説明をしていただきたいと思います。

(折登会長) ルート設定についての県の関わりということの御質問かと思うんです。よろしくをお願いします。

(松村都市計画課長) 御回答をさせていただきます。

ルートの決定に関する規定でございますけれども、まず、既に行われている手続といたしまして、これは国のほうの手続として計画段階評価というものが行われております。これは、事業化の前に、先ほどルート帯と申し上げましたけれども、おおむねどのようなルートを通すのが望ましいかというふうな検討を、複数案について比較検討されているものでございまして、今回の路線につきましては、現道を拡幅する案、それから今回のルートにつながる山側のルートを通過する案、それからその中間になります、ある程度最短のルートを想定しているような案というふうな三つのルート帯が構想されまして、その中で集落や市街地をなるべく通過しないようなルートとして、今回の路線につながる山側のルート帯が対応方針の案としてまとめられているというふうな状況でございます。

このルート帯案がまとまったのが今年の5月になりますので、国のほうからは、それより前に具体的なルートの案についての協議や調整は行っていないというふうに伺っております。その後、そのルート帯の中で具体的なルートについて検討が進められたというところでございます。

確かに委員がおっしゃられますように、こういった具体的なルートの検討におきましては、将来事業者となる国と地元の市町村による協議、調整によって決定されている部分が非常に大きくなっております。その中で県といたしましては、都市計画に今回位置づけるということでございますので、都市計画の上位計画である都市計画の区域マスタープランとの整合でありますとか、ほかの土地利用に関する都市計画等との関係、影響等も踏まえて、その内容について確認をしているというふうな状況でございます。

以上です。

(折登会長) 今の回答ですけれど、いかがでしょうか。

(松本委員) 課長はもっともらしいことをおっしゃるんですけども、事前にそういう話が出ていないという話なんです。この報道によりますと、もう随分前からここはこういうふうになるということが言われていたということで、それがぴたっと合うということはいかがかなというふうに思います。数年前に、小学校にこのバイパスを充てて建て替えますよということをしつかり言われている方もいらっしゃると思います。そういう意味では極めて、何といいますかね、決め方に対して適切だったのかなと、地域の意見がしつかり聞かれたのかなというふうに思います。

そして、県知事がきちっとこのことを承知しているんですかとお尋ねしましたが、今お答えになりませんでした。例えば、このマウンドでかなり高いところを通過していくことになる、裾野から考えたら、法敷から考えたら、かなり広い用地買収になります。これを下に下ろすことによって、そんなに広い用地を必要としなくなるということも考えられます。例えば、この報道の方が書いてあるのを見ましたら、小学校の建て替えは補償に対して30億ぐらいかかるだろうと。そしたら、その3分の1の10億は県が負担しなければならないということもあります。これは、国と町が協議をしていたというふうに言われますけれども、我々県会議員がここの委員の中に入っています。我々も住民から選ばれて、その代表者としてここに入っていますし、吉田委員は建築都市委員会、県の委員会からの選出で来られておりますけれども、我々としては、将来この大きな財政負担を県が負わなければならないということに対して、極めて疑問に思っています。

そういった意味で、県がしつかりと、そういったことも含めて関与していくべきだというふうに思っていますが、どうも課長の話は国の話をしているような気がします。福岡県の都市計画課長としての話というふうに受け止められない。我々は、先ほど言いましたように道路建設というのは本当にやっぱり田舎のほうでは必要なことだと私は思っていますが、すきっと、すんと落ちる形でやらないといかんというふうに思っています。

八女市のほうでは期成会ができて、住民の合意を積みながら県なり国なりに要請がありますが、地元の県会議員に聞きましたら、広川町は期成会もない。そして、また先ほどのお話にあったように、きちっと説明を聞いてないという話もあります。私も当然ですけども、皆さん方も自分の母校があると思います。卒業した小学校がなくなる、移転してしまうというのは極めて悲しい話ですよ。そういった意見もしつかり入っているのかなと。このままこの都市計画審議会で決定してしまったら、あなた方は何のために都計審の委員になっているんだという指摘を受けそうで、私は悲しいと思うんですよ。もっとしつ

かりと、県としても、我々議会として、あなたの説明は納得できない。この厳しい中で、財政負担が増えるようなことを追認するようなことは、そしてまた決まっていたルートをトレースするような話は、私は県会議員として指摘せざるを得ない話だと思っています。そういった意味で、県の責任として、あなたはいかが考えますか。

(折登会長) 今の御指摘は、市町における説明不足と、情報が事前にとかいう話で、それに対して県のほうの責任というんですかね、これについてどう考えるか、そういう御指摘だったと思いますけれども、何か回答はございますか。

(松村都市計画課長) 地元の方々に対しましては、先ほど申し上げたような複数回の説明会にて、これは県の職員も当然入りながら説明をしてきたところでございます。ただ、依然として説明が十分になされていないというふうな意見書もいただいているということも事実でございますので、引き続きしっかりと、その点については対応してまいりたいと考えております。あと、そうですね……。

(折登会長) いいですか、回答は。どうぞ。

(松本委員) 引き続きこれから考えていきたいというふうにおっしゃったんですが、今日都市計画審議会で決定したら、これは決定になるんですか、会長。

(折登会長) 決定すれば決定ということになります。

(松本委員) 引き続き考えていきます、引き続き国から地域の方には説明してまいりますというのは極めて無責任な話だね、君は。県の責任をよく考えてない。もう一度答弁してください。

(折登会長) よろしいでしょうか。何かありますか、回答されますか。

(松村都市計画課長) はい。依然として、まだこういった説明不足という意見書もいただいているということに関しては、我々の説明がまだ十分でなかったところであるというのは事実かと思えます。これに対しまして、しっかりと県としての責任も果たしていく必要が当然あるというふうには思っております。

今回、このような形で多数の意見書をいただいた中での都市計画審議会となっております。これにつきまして、では、どういった対応が望ましいかということについても含めて、今回、御審議をいただくべきものではないかというふうには考えております。

(折登会長) 先に、手を挙げていらっしゃるんですが、よろしいですか。

(松本委員) 今、委員長もお聞きになって、明確な答弁がなされていないというふうに私は考えますけれども、委員長のお考えはいかがかというふうに思っています。これをこのま

ま許可してしまうと、都市計画審議会の意味をなさないのではないかと私は考えます。これについてはしっかりと、先ほど「やれてない、これからやっていきます」という話で、きちんとやっていく、そしてまた、こういった報道がありますけれども、これをきちんと精査をする、そのことが果たされるまで保留にさせていただいたほうがいいんじゃないかというふうに、私は意見を持っております。

(折登会長) そしたら、どうぞ。

(加地委員) 20番の県会議員の加地でございます。

私も松本委員と同じ意見を持っております。私は福岡市南区の選出でありますけれども、全く関係のない私のところまでいろいろ反対意見を持ってこられる方が数人おられました。全く事情は分かりませんので、地元の県議に確認しましても、きちっとした説明を受けてないということでございます。

そういうことも踏まえて今の説明を聞いておりましたも、私ども議員として、本当にきちっとした地元の賛成を得て、そして納得を得て。反対意見の中でも何の目的で造るかわからないという意見があるということは本来おかしい話でありまして、地元が本当に必要とするからこそ、県の予算、国の予算、大切な限られた予算を使って、県のため、そして地元のために造っていくのが本来のあるべき姿だろうと思いますので、引き続き審議をしていただいて、今日決定をするべきではないという意見を述べさせていただきたいと思っております。

(折登会長) ほかの委員の方々はいかがでしょうか。

(井上委員) 24番の井上と申します。

私も県会議員からの選出でありますので、今、松本委員と加治委員がおっしゃられたようにやはり、これはまさしく人の財産をどうするのかという話にも関わってきますので、今日の場では結論を出すべきではないと考えております。

以上です。

(折登会長) ほかに御質問、御異議等ございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(折登会長) それでは、この案件について、皆様方から貴重な御意見を頂戴いたしたところです。これまでの手続の過程、市町がどのように関わってきたのか、また県がどのようにというふうなことも大体何となく分かってきたところかと思っております。様々な意見もあります。説明不足、それから県との関わり、財政的な問題、また一方では、意見書の中で賛成

というような意見も出ているところです。

はっきり言いましたらば、このままここで決を採って決定をして物事を先に進めるには、まだまだ検討すべき課題が多いのではないかというふうに私は判断しております。ここは、事務方のほうに知恵を絞っていただいて、市、町、それから住民、その他関係市町村、様々なところと連携を取りながら十分な議論を尽くして、再度の出し直しということをお願いしたいと思っております。

したがって、今回はこの両議案については、まだ採否を取って結論を出すべき段階にはないというふうに私は判断いたします。したがって、次回以降の審議会で引き続き審議を行うということで、今回のこの審議会においては採決を採らず、そのまま保留という形にいたしたいと思えますけれども、御異議はございませんでしょうか、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) それでは、そのような形にさせていただきたいと思えます。

県の事務方におかれましては、様々な事柄を考慮に入れて、ここは汗をかいて知恵を絞って、今後のまちづくり、それから持続可能な都市の形成等々を考慮しながら、いい方向に持って行っていただきたいなと思えます。特に説明不足の点というのが指摘されていますから、関係の市、町等との連携等をよろしくお願ひしたいと思えます。よろしいでしょうか。

皆様方、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) では、そのような取り計らいとさせていただきます。では、今回の第3806号議案、3807号議案の両議案については、このような取扱いといたします。

続きまして、議案が変わります。議案番号の3808号から3811号までの議案につきましてです。都市計画区域の整備、開発及び保存の方針の変更として関連性がありますので、一括して議題といたします。説明についても一括して説明していただきます。

では、幹事であります都市計画課長のほうから説明をお願いします。

(松村都市計画課長) それでは、引き続きまして、3808号議案から3811号議案の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する4議案につきまして、お手元の議案、委員用資料並びに前面のスクリーンを使って御説明させていただきます。

委員用資料の1ページをお開きください。

本議案は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープラン、略称区域マスを変更するものとなります。区域マスは、都市計画法第6条の2に基づき、おおむね20年後の都市の姿を展望し、都市計画区域全体を対象として、広域的観点から県が定める計画でございます。区域マスには、区域区分の決定の有無、都市計画の目標、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する重要な都市計画の決定の方針などを記載しており、おおむね5年ごとに見直しを行ってきているところでございます。

区域マスは、都市計画法に基づく法定計画であり、平成27年に県が策定した福岡県都市計画基本方針や福岡県都市計画の運用方針及び国が示している都市計画運用指針の内容を踏まえて定めている計画でございます。区域区分や地域地区、都市施設などの個別の都市計画については、区域マス及び市町村が策定する市町村都市計画マスタープランに即して決定されることとなります。

県と市町村の役割分担についてです。県は、広域的な視点から都市計画の基本的な方向性を示す都市計画区域マスタープランを策定いたします。一方、市町村は、地域に密着した視点から、市町村の都市計画の詳細の方針として市町村マスタープランを策定し、両者の間では、互いに情報を共有し、計画の整合性が確保されるよう調整を図っております。

本県では、14の都市計画区域を設定しており、県全体を広域的、重層的に捉えた圏域レベルで都市計画を推進していくという考えから、区域マスについては、福岡都市圏、北九州都市圏、筑後都市圏、筑豊都市圏の4都市圏で作成をしております。

次に、今回の見直しの概要について説明いたします。

福岡県では、社会状況の変化や、都市計画に関する基礎調査の結果を踏まえ、おおむね5年をめぐりに見直しを行ってきております。前回は平成29年1月に見直しを行っており、その際は、都市計画区域の再編と併せ、55あった区域マスを広域都市圏単位での4つの区域マスに統合するなど、かなり大規模な見直しを行っていただいております。今回の見直しにつきましては、平成27年に実施された国勢調査、平成29年に実施した都市計画に関する基礎調査の結果を踏まえて、数値や表現方法などの比較的軽易な見直しを行うものでございます。

今回の見直しにおける主な変更点は5点ございます。

1点目は、各数値や目標の時点修正についてでございます。県内には、市街化区域と市街化調整区域の区域区分がある、いわゆる線引き都市計画区域が、福岡広域都市計画区域、北九州広域都市計画区域、久留米小郡都市計画区域、大牟田都市計画区域の四つがござい

ます。これらの線引き都市計画区域におきましては、目標年次において想定される都市計画区域内や市街地内のおおむねの人口などを記載することとしており、平成27年に実施された国勢調査の結果等を踏まえまして、この数値を見直しております。

なお、人口の増減の傾向といたしましては、福岡広域都市計画区域では増加傾向、北九州広域都市計画区域と大牟田都市計画区域では減少傾向、久留米小郡都市計画区域は横ばいとなっております。このような傾向は、前回の見直しのおおむねのときから基本的には変わっていないというふうな状況でございます。

2点目は、文言の時点修正、表現方法の変更についてでございます。集約型の都市づくりなどの表現について、持続可能なまちづくりの意義が明確に伝わるように表現方法を文脈に合わせて変更しております。また、市町の庁舎の統廃合による拠点名称の変更や、事業の終了や着手に伴う主要な施設の整備箇所の変更を行っております。

3点目は、図表の修正についてでございます。前回の区域マスの見直し以降に決定した都市計画区域や、町の市政への移行を反映させております。

4点目は、法改正による変更についてでございます。都市計画法の改正により、町村が都市計画を定める場合に必要とされていた県の同意が必要なくなり、協議をするのみでよいということとなったため、それを反映させております。

最後に、5点目の拠点区域の明示についてでございます。これは、用途地域等の変更に伴い、ここに挙げている3か所の拠点において区域の明示をするものでございますけれども、少し分かりにくいので、次のスライドで詳しく御説明をさせていただきます。

区域マスにおきましては、持続可能な都市づくりを推進するために、広域拠点及び拠点を従前から設定しておりまして、都市機能の集積を図ることとしております。広域拠点には1万平方メートルを超える商業施設などの大規模集客施設、拠点には3,000平方メートルから1万平方メートルの商業施設等の大規模集客施設の立地を誘導する方針を定めているところでございます。

広域拠点につきましては、一つの市町村を超える広域的な影響があることから、県で区域を設定し、区域マスに記載しております。一方、拠点については、まずは拠点のおおむねの位置のみを定め、拠点内の用途地域変更等の際に市町村の意向を踏まえ明確な区域を示すこととしております。今回の見直しにおいては、現在おおむねの位置のみを示している那珂川市の1か所、みやま市の2か所の計3か所の拠点におきまして区域を明示することとしております。

以上5点が今回の見直しにおける主な変更点でございます。

次に、スケジュールについて御説明をさせていただきます。

令和2年8月5日から2週間、福岡県都市計画公聴会規則に基づきまして、都市計画の原案の閲覧を行っております。その結果、閲覧者は1名、公述の申出はありませんでしたので、公聴会については開催をしております。

次に、12月9日からの2週間、都市計画法第17条第1項に基づきまして、都市計画の案の縦覧を行いました。その結果、縦覧者は1名、意見書は提出されませんでした。

法定縦覧の後、都市計画法第18条第1項に基づきまして都市計画区域を持つ51の市町に意見照会を行い、2市から、次のスライドでお示しいたします意見をいただいております。

本日、御審議をいただき、御承認いただけましたら、国土交通大臣との法に基づく協議を行った後、都市計画変更の決定告示を行いたいと考えております。

最後に、市町への意見照会の結果について御説明をいたします。意見は、北九州市及び飯塚市からいただいております。いずれも、今回の区域マスの変更に対する意見ではなく、次回以降の見直しに向けて県に検討していただきたい事項であるという趣旨の御意見であると各市より伺っておりますので、今回の見直しに直接は反映はしていないというものになります。

1点目は、大規模集客施設に関する意見でございます。病院、福祉施設、大学等につきまして、病床数や収容人数、学生数による制限だと、実務上、建築を確実に規制することが困難なため、延べ床面積による制限に改めていただきたいとの意見をいただいております。

区域マスにおいては、拠点、広域拠点に立地を誘導する施設として、こういった表を従前から掲載しております。この中で、病院では病床数、福祉施設では収容人数、大学等では学生数が一定の規模以上のものにつきまして大規模集客施設と定義し、拠点以外での地域の立地を抑制しております。その上で、実際に地区計画等でこれらの立地に制限をかける際には、床面積で上限を定める必要があるため、例えば病院であれば、近隣の類似した病院における病床一つ当たりの面積等を踏まえて、この表にある病床数200床を床面積に換算するという運用を行っております。

こういった方法によりまして、各施設の特性を踏まえた制限を行うことができるというふうに考えていることから、今のところ、この方法について具体的に変更するという考えはございませんけれども、延べ床面積への換算方法等につきまして、市町の方への助言等、

適切な運用がなされるよう、対応してまいりたいと考えております。

次に、保育所や老人ホームなど全ての福祉施設について制限を要するものか、改めて検討すべきという意見をいただいております。こちらにつきましては、社会情勢の変化等を踏まえまして、各施設について、今後もそういった制限が必要かどうかということも含めて検討を行っていきたいと考えております。

また、大学等に該当する施設としてどのようなものがあるか示してもらいたいという意見もいただいております。こちらにつきましては、大学等は、学校教育法に規定する大学、短期大学、高等専門学校、専修学校が含まれていると考えておりますので、こういったことについて市町村にも周知を図ってまいりたいと考えております。

2点目は、拠点に関することといたしまして、JR飯塚駅周辺について広域拠点としてほしいといった意見をいただいております。こういった広域拠点の変更につきましては、都市の動向や都市計画マスタープランなどの内容を踏まえまして、市町と協議を行いながらその必要性を判断することとしておりますので、こういった御意見についても今後そのとおり対応してまいりたいと考えております。

以上で、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の御説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

(折登会長) ただいまの説明につきまして、何か御質問、御異議等ございますでしょうか。

(北橋代理委員) 16番、北九州市でございます。市長の代理でございます。建築都市局の計画部長をしています奥野でございます。よろしく願いいたします。

先ほど都市計画課長のほうから、私どもの意見についてお考えをいただいたところです。次回の見直しの際に御検討いただけるということで理解をしました。

その上で、本市におきましては、福祉施設というものにつきましては、やっぱり不特定多数が集まるような施設ではないこと、福祉施設に対する社会的なニーズが高いことなどを踏まえて、平成28年度策定の立地適正化計画におきまして、福祉施設は大規模集客施設とは今のところしておりません。このような実情を踏まえて、次回見直しまでに当たっては少し柔軟な対応をお願いしたいというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

(折登会長) いかがでしょうか。

(松村都市計画課長) 先ほど申し上げましたとおり、福祉施設については、社会情勢の変化等も踏まえて今後も引き続き大規模集客施設として制限をする必要があるかどうか、その施設の種類ごとに検討してまいりたいと考えております。北九州市さんのほうから貴重な

御意見をいただいておりますので、実際の実態等を踏まえて、いろいろ意見交換もさせていただきながら今後検討させていただきたいというふうに思います。

(折登会長) 今回の回答でいかがですか。

(北橋代理委員) 大丈夫です、ありがとうございました。

(折登会長) ほかにございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(折登会長) ほかにないようでしたら、この件に関しまして採決を行いたいと思います。

まず、採決の方法についてお諮りいたします。採決は、今議案が幾つかございましたが、一括して行いたいと思いますけれども、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) では、御異議ございませんので、そのように執り行います。

それでは、今説明がありました第3808号から第3811号までの4件について、原案のとおり全会一致で御承認いただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) それでは、そのように決めます。

引き続きまして、議案番号の3812号から3815号までの議案につきましては、都市計画区域区分の変更として関連性がございます。一括して議題といたします。説明についても一括して説明をさせていただきます。幹事であります県都市計画課長、説明をお願いします。

(松村都市計画課長) 続きまして、3812号の議案から3815号の議案の区域区分の変更に関する四つの議案につきまして、お手元の議案、委員用資料、公聴会開催記録書、並びに前面のスクリーンによって御説明をさせていただきます。

委員用資料の1ページを御覧いただければと思います。

こちらは、今回区域区分を変更する地区の一覧でございます。今回、区域区分の変更は、福岡広域都市計画区域で6か所、久留米小郡都市計画区域で3か所ございます。

なお、津古北西地区につきましては、面積の表記がマイナスになっておりますが、これは、市街化区域から市街化調整区域へ編入するものであるためマイナスとなっているものでございます。

また、市街化区域の規模の指標となる人口フレームにつきましても、各都市計画区域において最新の人口データを踏まえ更新をしております、後ほど御説明をいたします。

こちらは、今回区域区分を変更する9か所の箇所図となります。赤く塗っているのが線

引きの都市計画区域、黄色く塗っているのが非線引きの都市計画区域であり、今回、区域区分を変更する箇所について旗揚げをしております。後ほど、箇所ごとに概要を御説明いたします。

まず、人口フレームについて御説明をいたします。市街化区域を設定する場合はその規模の根拠とするために、将来推計人口を基に将来市街化区域内に居住する人口を推計し、その人口を市街化区域の面積に配分する人口フレーム方式という方式によって行っております。

例えば、表の一番左にございます福岡広域都市計画区域におきましては、令和7年の都市計画区域内の人口が254万人に、そのうち市街化区域内の人口が241万9,000人になると推計をしております。一方、今回の区域区分変更後の市街化区域内へ収容可能な人数を231万人と設定しております。これが表の中の配分する人口に当たります。この231万人を、市街化区域内人口241万9,000人から差し引いた10万9,000人、これが端数処理の関係で11万人となっておりますけれども、この11万人が表の中の保留する人口に当たりまして、今後市街化調整区域を市街化区域に編入する場合の規模の根拠となるものでございます。他の都市計画区域についても同様でございます。

それでは、個別の区域区分の変更の箇所について御説明をいたします。

委員用資料の2ページをお開きください。古賀市の今在家地区でございます。

当該地区は、国道3号に隣接し、古賀インターチェンジ入り口からおおむね500メートルに位置する21.1ヘクタールの地区で、約1.5キロメートル圏内に、古賀市役所地、JR鹿児島本線の古賀駅、ししぶ駅が立地をしております。現況といたしましては、既存工業団地に隣接しており、国道、県道、河川で囲まれた地区内に農地が広がっております。本地区は、古賀インターチェンジに隣接している立地条件を生かしまして、製造業を中心とした土地利用を図っていく地区として市街化区域に編入するものでございます。

続きまして、委員用資料の3ページになります。糸島市の加布里漁港地区でございます。

当該地区は、糸島市前原地域の西部にある加布里漁港内の0.55ヘクタールの地区でございます。現況といたしましては、漁港の一部として利用されております。本地区は、駐車場などに利用されておりましたけれども、今後観光や漁業振興に資する店舗等による土地利用が想定されていることから、今回市街化区域に編入しようとするものでございます。

続きまして、委員用資料の4ページになります。糸島市の大石交差点地区でございます。

当該地区は、糸島市役所から北西約1.2キロメートルに位置する地区でございます。現況

としましては、道路法線が区域区分界となっておりましたが、平成27年に交差点一帯の道路の改良が行われておりまして、道路法線に若干の変更がなされているところでございます。そのため、今回、本地区において、改良後の道路法線に合わせた区域区分界の見直しを行うものでございます。

続きまして、委員用資料の5ページになります。新宮町の三代地区でございます。

当該地区は、国道3号に近接し、JR鹿児島本線の新宮中央駅、福工大前駅から約1.5キロメートルに位置する31.1ヘクタールの地区でございます。現況といたしましては、本地区内は農地や山林が広がっており、本地区と国道3号に挟まれた地域は既に市街化されております。本地区では、商業施設や物流施設などの立地が予定されておりまして、災害に強いまちづくりのため、災害時には支援物資や食料品提供などの面におきまして、隣接する町の防災活動拠点を支援する地区として市街化区域に編入をしようとするものでございます。

続きまして、委員用資料の6ページをお開きください。筑紫野市の筑紫第2地区でございます。

当該地区は、西鉄桜台駅と西鉄筑紫駅の間地点に位置し、JR筑豊本線と主要地方道筑紫野三輪線に隣接する4.1ヘクタールの地区でございます。現況としましては、平成30年に地区計画が定められ、当該地区計画に沿った土地利用として自動車学校が立地しているほか、飲食店などが立地しております。本地区は、既に市街化していることから、今回市街化区域に編入しようとするものでございます。

続きまして、委員用資料の7ページになります。那珂川市の道善・恵子地区でございます。

当該地区は、JR博多南駅から約1.6キロメートル西側の国道385号沿いに位置する8.6ヘクタールの地区でございます。現況としましては、市街化区域に三方を囲まれ、西鉄バス那珂川営業所や商業施設等が集積する道善交差点に近接しております。また、地区内は大部分が農地でございます。一部に住宅や保育所が立地しているというふうな状況でございます。本地区は、良好な立地条件を生かし、商業、医療、福祉機能が融合する利便性の高い住環境の形成を図る地区として市街化区域に編入しようとするものでございます。

続きまして、委員用資料の8ページになります。小郡市の大板井地区でございます。

当該地区は、東西に国道500号、南北には原田駅東福童線が走る、小郡市の中央部に位置する31.1ヘクタールの地区でございます。また、当該地区内には甘木鉄道大板井駅が位置

しております。現況としましては、甘木鉄道大板井駅の南側では既に市街地が形成されており、北側は大半が農地であり、一部住宅が立地しております。本地区は、駅南側の既成市街地及び北側で住宅や生活利便施設の立地を予定している既成市街地に隣接した地区を市街化区域に編入いたします。

続きまして、委員用資料の9ページになります。小郡市の津古北西地区でございます。

当該地区は小郡市の北端に位置し、筑紫野市に隣接する0.2ヘクタールの地区でございます。現況としましては、既存の住宅地と隣接しておりますが、周辺の土地と高低差がありまして、樹木が植生している状況でございます。本地区は今後、地形からも都市的な土地利用の見込みがないということから、市街化区域から市街化調整区域に編入しようとするものでございます。

続きまして、委員用資料の10ページになります。小郡市の福童地区でございます。

当該地区は、西鉄端間駅からおおむね1キロメートルに位置する交通利便性が高い21.5ヘクタールの地区でございます。現況としましては、大半が農地であり、ほかに中学校や運動広場及び住宅が立地しております。本地区は、都市計画道路三沢西福童線が南北に走る利便性を生かし、民間開発による宅地を中心とした計画的な市街地開発が予定されている地区を市街化区域に編入いたします。

最後に、スケジュールについて御説明させていただきます。委員用資料の11ページをお開きください。

スケジュールは二つのパターンがございますので、まず福童地区以外の地区について御説明いたします。

令和2年6月5日から23日までの間に、区域区分の変更に係る原案の申出を市町から受け、福岡県都市計画公聴会規則に基づきまして、令和2年8月5日から2週間、都市計画の原案の閲覧を行っております。その結果、閲覧者は18名、公述の申出はございませんでしたので公聴会は開催しておりません。

次に、都市計画法第17条第1項に基づきまして、令和2年12月9日から2週間、都市計画の案の縦覧を行っております。その結果、縦覧者は23名、意見書は提出されませんでした。

法定縦覧の後、都市計画法第18条第1項に基づいて、市町への意見照会を行っており、意見はございませんでした。

次に、福童地区についてのスケジュールでございます。スライドでは、下の段の黒い括

弧で囲っているところになります。

令和元年8月1日に区域区分の変更に係る原案の申出を市から受け、令和元年8月16日から2週間、都市計画の原案の閲覧を行いました。その結果、閲覧者が8名、公述申出者が21名おられましたので、令和元年9月13日に公聴会を開催しております。

公聴会の内容といたしましては、お手元に配付しております公聴会開催記録書の1ページ、2ページを御覧ください。

公述の申出は21名おられましたが、実際に公聴会で申出された方は11名でございました。

賛成の意見といたしましては、買物する場所がないので解消してもらいたい、地域を活性化してもらいたいなどの意見があったところがございます。一方で、代替農地のあっせんが行われていない、説明が不足しているなどの意見もあったことから、その後、小郡市におきまして個別に説明等が実施されておきまして、公聴会から法定縦覧までの期間が空いているというふうな状況になっております。

なお、その後、法定縦覧におきましては、意見書の提出はございませんでした。

委員用資料11ページに戻っていただきまして、次に、都市計画法第17条第1項に基づいて、令和2年12月9日から2週間、都市計画の案の縦覧を行いました。その結果、縦覧者は4名、意見書は提出されませんでした。

法定縦覧の後、都市計画法第18条第1項に基づいて、市町への意見照会を行いました。意見はございませんでした。

本日、御審議をいただき、御承認いただきましたら、国土交通大臣との法令協議を行いまして、都市計画変更の決定告示を行いたいと考えております。

以上で区域区分の変更の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(折登会長) ただいまの区域区分の変更に関する説明について、何か御質問、御異議ございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(折登会長) 御異議がないようでしたら、これより議案の採決を行います。

先ほどと同様、採決の方法についてお諮りいたします。採決は一括して行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) それでは、第3812号議案から第3815号議案までの4件について、原案のとおり全会一致で御承認いただいたということとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) それでは、そのように決めます。

引き続きまして、議案番号3816号についてです。では、幹事であります県建築指導課長から説明をお願いします。

(大藪建築指導課長) 福岡県建築指導課長の太藪と申します。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

それでは、第3816号議案につきまして説明いたします。

議案書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

御審議いただくのは、新宮町に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてでございます。

次の2ページをお願いいたします。

本件の概要です。申請者は、株式会社坂本工業、代表取締役坂本達也。敷地の位置は、糟屋郡新宮町大字的野字長浦737-49。敷地面積は、1,550.02平方メートル。許可対象施設となる産業廃棄物処理施設の処理能力は、廃プラスチック類が1日当たり62.4トンでございます。

建築基準法第51条では、都市計画区域内に卸売市場やごみ焼却場等、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物で、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、ただし書の規定に基づき、都市計画審議会の議を経た上で、特定行政庁（福岡県知事）の許可を得れば設置することができることとなっております。

今回の施設は、産業廃棄物である廃プラスチック類を選別、破碎、圧縮梱包し、リサイクル資材とするもので、廃棄物のリサイクルの推進の観点から循環型社会に寄与する施設でございます。先ほど申し上げましたが、建築基準法第51条におけるその他政令で定める施設の用途に供する建築物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号、1日当たりの処理能力が5トンを超える廃プラスチック類の破碎施設に該当するため、許可をするものでございます。

申請者は、昭和53年の会社設立から産業廃棄物処理業を行っており、申請地で平成28年から産業廃棄物の中間処理を行っております。

現在、破碎機1台で、廃プラスチック類の破碎処理は1日当たり4.8トンでございますが、今回、破碎施設の入替えによりまして処理能力が増加し、1日当たり5トンを超えるため許可をするものでございます。

それでは、計画の内容について説明いたします。スクリーン、またはお手元の委員用資料をお願いいたします。

1枚目です。番号は右の下のほうに3816-1と記載しております。まず、位置図になります。こちらを御覧ください。図面の上のほうが北となります。申請地は右のほう、赤色の丸のところになりますけれども、新宮町役場から南東に約5キロメートルのところがございます。用途地域は水色でございます、工業地域になります。

1枚めくっていただきまして、3816-2、付近見取図でございます。申請地は中央の青点線で囲んだ部分でございます、赤色の部分が申請地内にある既存の建築物になります。

申請地は、香ノ木工業団地内にあり、団地の出入口は西側で、県道35号線主要地方道筑紫野古賀線に接しており、周辺は主に業務施設、工場、倉庫等が立地をしております。また、青色の線の円は、申請地の既存建築物内にある破砕機から半径300メートルの位置を示しておりますが、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づいた住民説明会の対象の範囲になります。

申請者は、住民説明会を行うに当たり、生活環境影響調査を実施しており、大気質につきましては、環境保全目標である浮遊粒子状物質1立方メートル当たり0.1ミリグラム以下、二酸化窒素の濃度0.06ppm以下を満たす予測結果となっております。

また、騒音は、騒音規制法の規制である70デシベル以下に対しまして66デシベル以下の予測結果で、振動は、昼間の規制65デシベル以下、夜間の規制の60デシベル以下に対しまして、52デシベル以下の予測結果であります。周辺への影響は少ないと考えております。

申請者は、令和2年9月と10月に、周辺3地区を対象とした住民説明会を実施し、対象488戸のうち38名の方が参加されまして、反対意見はなく、また、欠席された住民の方へは回覧板や説明会資料の投函を行い、10月に地元3自治会とそれぞれ公害防止協定を締結しております。

1枚めくっていただきまして、3816-3、配置図を御覧ください。敷地が青点線で、既存建築物が赤の点線になります。図面の下のほう、青色の矢印が産業廃棄物の運搬車両の搬出入の経路でございます。こちらから持ち込み、また、処理後にこちらから持ち出します。緑色矢印が持ち込んだ産業廃棄物の処理の流れになります。搬入した廃プラスチック類などを、建物の右下のピンク色のところ、ストックヤードから、選別コンベアで選別機で振り分けをしまして、磁選機や手選別により、左上の赤枠の囲みのところ、破砕機で破砕処理を行いまして、その後、圧縮梱包をいたします。

申請者は、現在、福岡市内にある別施設で、主に建設現場で発生しました産業廃棄物を選別しており、より一層の再資源化のため、この施設でさらに細かく選別を行っており、今回はその処理能力が増加するものでございます。

作業時間は、日曜祝日を除き午前6時から午後11時までですが、原則、昼間に搬出入し、夕方は17時までで出入りは終わります。また、残業時につきましても19時まで作業したものを19時から20時に搬出するということになっております。

1枚めくっていただきまして、3816-4、処理フロー計画図を御覧ください。上のほうが現状でございまして、下が今回の破砕機変更後のものでございます。

処理品目は、右の表にありますけれども、現状は、許可対象である廃プラスチック類のほか、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくずの5品目で、今回、瓦礫類、ガラスくず等を加え、計7品目となります。廃プラスチック類の処理能力の増加のほか、今回この2品目が追加をされます。

工程としましては主に、フロー左から、産業廃棄物の混合物の選別、廃プラスチック類などの破砕機による破砕処理、そして圧縮梱包の三つの工程となっております。

破砕処理能力が、右の表にありますけれども、廃プラスチック類が1日当たり4.8トンから62.4トンに増加をいたします。

1枚めくっていただきまして、搬入経路図を御覧ください。申請地及び搬入元を赤色の丸、搬入ルートは赤色の線で示しております。

搬入元は、左下になりますけれども、原則、申請者所有の別の敷地、福岡市蒲田の処理センターから、市道、県道21号及び筑紫野古賀線を経由しまして、申請地のほうへ、1トン車、2トン車、10トン車のトラックで搬入をいたします。1日の搬入台数は、想定では往復の9台になります。計画処理能力は、最大で処理した場合においては往復15台になります。

1枚めくっていただきまして、3816-6、搬出経路図を御覧ください。

搬出は、山口県、北九州市、田川市、大分県などのセメント工場のほうへ搬出をいたします。いずれも筑紫野古賀線へ一旦出まして、山口県や北九州市方面は国道3号線や九州自動車道を経由し、田川市方面は一般国道201号線、大分方面は大分自動車道等を経由しまして、1トン車、2トン車、10トン車のトラックで搬出をいたします。

割合としましては、山口県方面が約4割、北九州市方面は約2割、田川市方面は約3割、大分県方面は約1割になります。

1日の搬出台数は、想定で往復6台、計画処理能力最大の場合は往復9台になります。

搬入及び搬出の合計の台数は、想定では1日往復15台、計画処理能力最大の場合でも24台になります。

筑紫野古賀線の施設の稼働時間における交通量は、現在約2万3,000台となっておりますが、計画の増加量は0.1%程度であり、交通渋滞等、交通上の支障はないと考えております。

申請地周辺の筑紫野古賀線沿線は、新宮町都市計画マスタープランでは、まちづくり構想上、周辺環境に配慮した工業系の土地利用を誘導する地域となっており、新宮町及び隣接する古賀市から、都市計画上支障がない旨の意見書をいただいております。

以上のことから総合的に判断しまして、当該施設の敷地の位置につきましては、都市計画上支障はないものと判断し、本日の審議会にお諮りをするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(折登会長) では、ただいまの説明につきまして、御質問、御異議等ございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(折登会長) 御異議がないようでしたら、これより議案の採決を行います。

それでは、第3816号議案について、原案のとおり全会一致で御承認いただいたということではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) それでは、そのように決めます。

これで議案の採決を終わります。

以上で、本日の審議は全て終了いたしました。

ここで、運営規則第8条の規定によりまして、本審議会議事録の署名委員を指名させていただきます。議事録の署名は、山田委員と吉武委員にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、次回審議会につきましては、後日、事務局から連絡させていただきます。委員の皆様におかれましては、次回につきましてもぜひ御出席を頂戴いたしまして、まちづくりに関する専門的知見を頂戴いたしたく御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員及び傍聴者の皆様、本日は円滑な審議に御協力いただきまして誠にありがとうございました。最後になりましたけれども、このような御時世ですので、くれぐれも健康等に気をつけてお過ごしください。

では、本日の審議はこれにて終了といたします。ありがとうございました。

午前11時37分 閉会

以上のとおり、第237回福岡県都市計画審議会の内容に相違ないことを認めます。

会 長

議事録署名委員

議事録署名委員